

シェアリングレター

< 編集発行 >
 公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
<http://www.share.gr.jp/>

- 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています -

第37号・三十周年記念式典特集号

2008年11月



平成二十年九月六日。大阪国際交流センターにおいて林事務所創立三十周年記念式典及び祝賀会を催させて頂きました。ここに式典当日の所長林のご挨拶の要旨を掲載させて頂き、皆様への感謝と御礼の気持ちをお届けしたいと存じます。

三十周年記念式典 ご挨拶

所長 林 光行

皆様、本日はご多忙の中、多数お集まりいただき、有り難うございます。

実は多くの方にお越しいただけると考えて広い会場を準備させて頂いたつもりだったのですが、満席のため一部の方には別室のモニターで会場の様子を御覧頂くことになってしまいました。申し訳ありません。こんなに多くの方に来ていただくと、望外のことであり、本当に有り難いことだと、職員ともども喜んでおります。

また何よりも、30年の間、私たち、職員ともども、実に多様な仕事をさせて頂いて、生活を維持し、そしてお互いが成長してきてきたこと。本当に多くの皆様、ここにおられる、そして、会場の外で今モニターをご覧になっておられる方、あるいは、今日忙しくて来られなかったけれども、「おめでとう」、「良かったね」と言ってくださる多くの方々、そういう皆様に支えられて、

この30年の節目を迎えることができたこと。そのことに改めて、本当に、心から「有り難うございました」と申し上げたいと思います。感謝の言葉以外、何も申し上げることはありません。

さて、これからの人生にとって、今日この日が最も若い日です。これからどれだけのことができるのか分かりませんが、ただ、精一杯、今日のこの日を機に、また新しい歩みを始めたい、成長を続けたいと思います。私も、家族も、そして、事務所の職員も、個人的な成長を遂げながら、お客様の成長と幸福に少しでもお役に立つことができるなら、それは本当に嬉しく、幸せなことです。

どうか、これからも宜しくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。お礼の言葉を申し上げないといけないのに、またお願いになってしまいました。でも、これが本心です。本当に、宜しく申し上げます。そして、有り難うございました。

~ CONTENTS ~

記念式典特集

・式典 ご来賓ご祝辞 / 永年勤続表彰	2-5
・祝賀会 ご来賓ご祝辞	6-7
・スライドで綴る林光行事務所30年史	8-11
・記念講演 工学博士 上原春男 先生 「企業の経営と人間の成長」	12-13
経営倶楽部 第62回 弁護士 四宮章夫 先生 「いよいよ始まる裁判員制度」	14-15
最近の税制改正など	16-17
ヘルメット相談会	18
新しい公益法人制度の概要	19
労務管理 & 社会保険ワンポイント・ナビ	20
第11回 K S 経営研究会	21
読者の皆様からのメッセージ	22
ANAセミナーの感想とご案内	23

11月 - 3月の税務

11月10日	10月分源泉所得税の納付期限 (以降、原則として毎月10日に納付)
12月1日	9月決算法人の確定申告期限
1月5日	10月決算法人の確定申告期限
1月13日	12月分及び年2回払の源泉所得税の納付
1月20日	納期及び納期限特例の源泉所得税の納付
2月2日	11月決算法人の確定申告期限 支払調書・法定調書合計書の提出 給与支払報告書の提出(各市町村) 償却資産税の申告(各市町村)
3月2日	12月決算法人の確定申告期限
3月16日	H20年分所得税、贈与税の確定申告期限
3月31日	1月決算法人の確定申告期限 H20年分個人消費税等の確定申告期限



公認会計士・税理士 林光行事務所 創立30周年記念式典

林光行事務所創立30周年記念には大勢の皆様にお越しいただきました。式典会場の大阪国際交流センター小ホールの定員は200名。やむを得ず別室で実況生中継を観て頂く方もあったのが心苦しく、また心残りです。

さて、記念式典は、税理士山田眞治様の司会のもと、所長林光行の挨拶、ご来賓ご祝辞、永年勤続表彰および謝辞、理念の唱和と、つつがなく式を執り行うことができました。ありがとうございました。

ここに関与先様ご代表と友人ご代表のご祝辞を掲載させていただきます。



関与先様ご代表 ご祝辞

大阪信用金庫 理事長 目良 紀夫 様



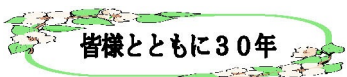
本日は、「公認会計士・税理士 林光行事務所」創立30周年、誠におめでとうございます。

心からお祝い申し上げます。

林先生は、昭和53年8月1日にご創業されたと伺っておりますが、私も大阪信用金庫は、林先生および林事務所と、ご創業まもなくお取引を始めていただき、平成9年から顧問契約を締結させて頂きまして、以後、何かとご指導を賜っております。また、私どものお取引先でございます、ここにおられる皆さん方も林事務所の顧問先として日頃ご指導賜っておりますことを、何より有難く感じておるところでございます。

林事務所は、林先生を中心として、奥様の幸先生、そして、諸先生方が強い絆と申しますか、一致協力され、「成長、幸福、そして、協力し支え合う」という言葉をキーワードに、事務所の運営にあたっておられるというふうに承っております。

日頃お付き合いいただいて非常にありがたいなと思います点に、日頃のご指導は当然のことと致しまして、一致協力して刊行しております「シエアリングレター」がございます。大変時宜に富んだ話題を最もわかりやすく表現頂いております、私どものお客様にも



随分ご指導させていただくのにも利用させて頂

いております。林事務所の諸先生方の一致協力、強い絆のもとに事務所を運営されておられるということで、そうした成果も上がっているのではないかと拝察させていただいているところでございます。

先生ご夫妻におかれましても、業界で先頭に立って業界活動に取り組んでいらっしゃいます。先生方が出版されますご本を拝見させて頂いて、そこから特に感じますのは、教育指導については大変ご熱心だということでございます。

日頃、先生お二方の立ち居振る舞いを横から見させて頂いております、ある詩を私は常に思い出しますので、ひとつご紹介させていただきたいと思っております。ポーランドのゲオルグという詩人の詩でございます。

「たとえ明日 地球が減びるとも

君は 今日 リンゴの木を植える 」

「生み、そして、慈しみ、熱心に育てる」、そうした意味を詩にしたようでございますが、これはまさにご夫婦先生のご活躍を謳った詩ではないかと思うのでございます。今日この詩を記念として差し上げたいと思ひ、ご披露させて頂きます。

今後におきましても、事務所の先生方が一致協力されまして、地域社会あるいは地域経済の成長・発展に、ますますご尽力いただきますことをご祈念申し上げます。簡単措辞ではございますが、お祝いの言葉とさせていただきます。本日、誠にありがとうございます。

本日は、誠にありがとうございます。



友人・同業者ご代表 ご祝辞
公認会計士 中務 裕之 様

(日本公認会計士協会近畿会会長)



林光行事務所30周年、誠におめでとうございます。

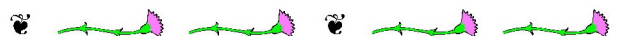
友人と言っていただきまして本当に光栄です。

光行先生とのお付き合いは、12～13年前、日本公認会計士協会の近畿会等五会で開催されました中日本五会研究大会のときからだと思います。私とその研究部長をしており、光行先生に「公認会計士とは何をする人」というテーマでお話し頂きました。

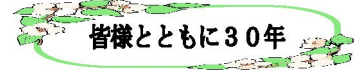
光行先生の素晴らしいところは、やはり仕事以外の分野でもいろいろ活躍されているということです。光行先生は、PTAの会長で、また大阪府の代表もされていて、私も娘の幼稚園と小学校のPTA会長をやっており、非常に通じる場所がありました。

また昨年、私が近畿会の会長に就任した折り、光行さんから「中務さん、何か困ったことがあったら言うてや」と言っていたのです。その後すぐに、大阪府の裏金調査の検証という、新聞紙上にもぎわせたその調査を、公認会計士協会の方にしてくれないかという依頼が来ました。はっきり言いまして、あまりやりたくないというか、やりにくい難しい仕事ですから、いろいろ考えめぐねたときに思い出したのが光行さんの顔でした。お電話で「何とか、ご無理を申し上げますけれども、やっていただけないですか」と申しましたら、「うーん、ちょっと待って」といったん電話を切って、数分後に「よっしゃー。何とかするわ」と、お引き受け頂いたのです。

数え上げれば切りがないのですが、そのような、優しさとともに、また、幅広いことをやっておられるところで、いつも感銘を受けております。



Special Thanks! 式典開催に際しまして、当日ご出席下さいました方々をはじめ、本当に多くの皆様からお祝いや身に余るメッセージを頂戴しました。そしてまた、多くの方に助けていただきました。式典の司会を快く引き受けてくれた山田眞治さん。



私も個人の会計事務所を20年近くやっているのですが、私と大きく違う点は、幸さんの存在です。私の妻はほぼ専業主婦なのでここだけは真似しようにも真似できないところです。その幸さんが、母子家庭の方への簿記の指導を長年ずっとなさっておられる。これがまた素晴らしいことだと思います。

私がいろんなところで挨拶させていただくときにお話しておりますのが、「会計は人が幸せになるための道具である」ということです。得てして会計というのは、何か難しいとか、後始末であって生産的ではないと捉えられがちですが、いやいや、よく考えると、会計というものがなかったら、ものすごく不便な社会になり、経営も行き当たりばったりになるだろうと思われそうです。まさに幸さんが、そういう幸せになるための道具の普及に努力をされているということです。我々は、専門領域にとどまって難しいことをお客さんと話して、それだけで終わってしまっ、いろんな方との交流がなかなかできない中、林事務所は、仕事のみならず、同業者の研究会や、経営者の集まりもなさっておられます。また、自己啓発セミナーもしておられるという、本当に希有な存在として敬服しております。

今日も、林光行さん、あるいは事務所の方とつながりのある方がお越しになっておられる。その皆さんと一緒に時を過ごすことによって、また私も刺激を受けさせていただけるということで、非常にわくわくして参りました。

今日は本当に素晴らしい機会を頂戴しましてありがとうございます。



祝賀会の司会を、これまた二つ返事で引き受けてくれた松井啓充さんと林加津子さん。そして受付などを手伝ってくれた方々。ここに御礼申し上げます。ありがとうございました。



永年勤続表彰者喜びの声



続いて、皆様の前で永年勤続表彰をさせて頂き、職員を代表し前田有太可が謝辞を述べさせて頂きました。当日は、一人一人が皆様にお礼を申し上げることができませんでしたので、この場をお借りして永年勤続表彰者の想いを掲載させて頂きます。



昭和59年6月入所
益田みどり

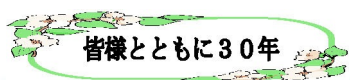
入所から20有余年の歳月が経つたなんていう実感はなく、まだまだ初々しいと思っているだけに、入所当時の先輩が独立等で退職し最長老となった微妙な心境の中、式典当日を迎えました。でもそんな思いはどこかに吹っ飛んでしまいました。多くの方に見守られ表彰して頂けたこと、本当に有難く感謝しかありませんでした。改めて事務所と関係する全ての方々に深く感謝申し上げます。

林幸から「成長したこと等を書いて！」と言われ、振り返ってみると、今日あるのは周りの方々のお陰だと思えるようになったことが唯一成長したこと？のような気がします。そして成長と言えるかどうかわかりませんが、私が密かに感じていることは「図太くなった」ことです。これは年と共に誰もが身につくことなのかもしれませんが、私にとっては大きな成長かなと思います。今後も良い意味で図太くなっていきたいと思えます。ありがとうございました。

平成元年4月入所
税理士 古田茂己



「20周年からもう10年たったんだ。時のたつのは早いなあ」と実感します。その間、皆様から助けて頂いたことを思い出すと感謝の気持ちで一杯です。入所して約20年になりますが、会社の会計・税務業務に始まり、民事再生の申立、会社の合併・分割、社会福祉法人・公益法人への関与など貴重な経験をさせて頂きました。初めは、わからないことばかりでしたが、一つの仕事が終わったときの達成感というか「よかったなあ」という気持ちはなんとも言えないものがあり、また頑張ろうという気持ちになります。ここまで来れたのもお客様や他の専門家の方に教わったお蔭であり、また周りの



サポートのお蔭だと思います。

会計・税務等は大きく変化しています。その変化に対応できるように日々研鑽に励み、でも「基本に忠実」であることを忘れず、これまで以上に皆様方のお役に立てるようになりたいと思っております。



平成10年12月入所
青木和巳

振り返ると、色々な方から公私ともに助けて頂いたことばかり思い出します。子供2人を養っていくために、まずは「就職できるようにならないと！」と、林幸の母子家庭のための簿記講座に行き、そこで林事務所から求人があり入所しました。パソコンの使い方から始まり、お客様や事務所の人達に助けられて、少しずつ成長していった10年でした。特にANAセミナーを受けたことは私の中で一番大きな成長の一つです。自分のことが嫌い、子育てが嫌い、両親が嫌い…。そんな「嫌い」と「周りへの不満」と「自分の人生への後悔」の渦の中から出てこれたのは、ANAセミナーを受けて自分自身を取り戻し、真っ直ぐ前を見て歩けるようになったからです。そして子育てに挫けそうになった時も、仕事が出来なくて悩んだ時も、体調を崩して長期に渡り休んだ時も、「大丈夫！」と励まし支え続けてくれた周りの方々に感謝の気持ちでいっぱいです。



平成11年2月入所
内田恵子

入所して最初の合宿で決めた目標は「健康で文化的な生活をする」でした。入所したのは2月の超繁忙期。こんな忙しい職場は初めてでした。当時、子供達が中学・高校生なので、朝のお弁当作りにおおわらわの毎日でした。娘が学校から帰ると「今日のお弁当びっくりやったわ～」と笑いながら話します。お昼にお弁当箱を開けると2段重ねの上の段が空っぽだったとのこと。「ごめ～ん！サラダ入れるの忘れたわ～！！」と二人で大笑い。そんな子供達もそれぞれ独立。娘は「よう働きながら

お弁当作ってくれたなー」と言ってくれます。今は新婚の夫にお弁当を作って、朝送り出しているようです。

よく「女手ひとつで育てた」と言います。でも、私にはお客様を始め仕事を教えてくれた先輩や仲間たち、陰で支えてくれた人や出会った多くの方達。それに、子供には応援して下さった友人や学校の先生。私達はたくさんの人の手に育てられたように感じます。

10年前に望んだ「健康で文化的な生活」。今健康で、スポーツクラブに通い、可愛い孫の笑顔に幸せを感じ、施設のボランティアも少し始めたところです。

これからは、少しでも事務所に、社会に貢献し、楽しく豊かな老後を迎えたいと思います。

平成11年2月入所
河崎 千恵子



多くの方々に祝福して頂いた喜び・感動は一生忘れません。感謝の気持ちでいっぱいです。

林事務所の職員（仲間）であるということが私の自慢です。「事務所が好き、仕事が楽しい」と胸を張って言える私は幸せ者だと思っています。

入所して林幸のアシスタントになって10年ですが、今でも新人だと本気で思っている私（笑）。チョコちゃんと呼んでもらっているからかな？お客様の幸せと成長に貢献したいという思いでお仕事をさせて頂き、「ありがとう」と喜んで頂いたときは、最高に嬉しいです。

辛いとき、悲しいときは林事務所に来ると元気になります。信頼できる仲間がいるから…。入所当初は、幼い子供をつれて新年合宿に参加させてもらいました。子供たちは未だに合宿は楽しい旅行だと思っているようです。本当にたくさんの仲間に支えられ、一人では生きていけないことを実感しております。

まだまだ未熟者ではございますが、今後ともご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。



謝 辞

本日はご多忙のなか、創立30周年記念式典にご出席賜り、また多くの皆様の前で、永年勤続としてこのように表彰され、身に余る光栄でございます。職員を代表し、一言御礼を申し上げます。

私が入所したのは22年前。当時は名前に負けず、髪の毛も豊かでした。しかし、税務や会計の専門知識に乏しく、お客様の質問にお答えできず、額や背中にびっしょり汗をかいたこともございます。そして、とにかく、出来るだけのことを精一杯やろうと思い、少しずつなんとか光るようになって参りました。

私たちの事務所には経営理念がございます。そのひとつ「私の仕事はお客様の成長と幸福に貢献することです」。さっと聞けば、綺麗な言葉です。でも、「成長」と「幸福」に貢献するとは、何と大それたことを言っているのでしょうか。単に「お役に立つ」ではありません。それを実現することは大変なことだと思います。

お客様から色々な質問や相談がございます。私たちはそのまま質問にお答えするのではなく、なぜその質問をなさるのだろう、本来の意図はなんだろう、大事なことは何だろう、と考えます。職員は「お客様にとってどうなることがいいのか」を考えれば、時にはお客様のお気に召さないことを申し上げることもあります。そのことが、お客様の「成長」と「幸福」につながるものと信じているからです。



林事務所の存在価値は、私たちの理念であり、これを追求することが事務所の未来につながると信じています。お客様に喜んでいただくことが私たちの原動力です。ひとつでも多くお客様と喜びを分かち合えるよう、日々研鑽に励むことを皆様にお誓い申し上げ、お礼の言葉に代えさせていただきます。最後に光行さん、幸さん、事務所みんな、いつも私を支えてくれた家族に心から感謝しています。

本日は誠にありがとうございました。



30周年記念祝賀会

祝賀会では、開演の挨拶を林 幸がさせて頂きました。何を思ったか恒例(?)の自己紹介タイムを始めたから驚かれたことでしょう。お越しいただいた方は林事務所に関わりのある方ばかり。快く応じて下さり、会場は笑顔に包まれました。



乾杯のご発声
岡安商事株式会社 岡本 昭 会長



開宴挨拶 税理士 林 幸

本日は、皆様お忙しい中、多数お越しくださいます。まことにありがとうございます。

今回頂いたお祝いのメッセージの中に「とても会社とは思えない。学生の延長?家庭の延長?...しかしながら社員教育は厳しくシッカリと…」と書いて下さった方がおられます。笑ってしまったのですが、考えさせられました。これって事務所の特徴なのかなあ…と。そこで私が林に出会って驚いたことを少しお話ししたいと思います。

ひとつは、ある会社に林について行ったときのことで。言われるまま、伝票から元帳に転記し、試算表を作



っていました。当時は手作業だったのですが、それが合わないのです。「あ〜あもう嫌！」なんて思っていましたところ、林が覗き込んで「えっ、試算表が合えんことってあるの? 僕、合えへんかったこと一度もないわあ」と言うのです。「えっ、そんな人いるの?」とびっくりしました。林の様子を観察すると、それは真剣に、まるで一幅の絵巻か芸術作品でも創るように転記をするのです。赤線を引くのも寸分の狂いもなく、細心の注意でしかも速いのです。職人なんです。「神様の裁縫士」と言われた林の父譲りでしょうか。私は「ああ、こうやって、ひとつひとつ丁寧に全身全霊を込めてやると、その時間が無駄な時間ではなく、人生となり、やりがいや生きがいとなるんやなあ」と思ったのです。林事務所は「職人の事務所」だと思います。そして職人でないと務まらない事務所だと思います。

そしてもうひとつ。林がこう言ったのです。「あんなあ、人類の歴史ってなあ。食べて寝て排泄して、そして男と女が会って子供を生み育て、その

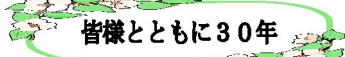
子の幸せを願って一所懸命働いてきた、そういう連続と違うかあ」と。その頃の私は社会の中でどうやって生きて行けばいいのか悩んでいました(尤もその頃の写真は、非常に楽しそうで、悩んでいる様子はないのですが…)。というのも、親とは違う価値観を持ちたかったせいか、親を始め大人たちや社会を批判し続けてきて、その批判した社会の一員になることを受け入れ難かったのです。でも、林の言葉を聞いて、「そうや〜そうやって生きて行けばいいんや〜」と納得したのです。と同時に、学生時代に通った愛生園で「立場や環

境が違っても、お互いの喜びや悲しみ、怒りに耳を傾け、本音でぶつかり合えば、きっと分かり合え共感しあえる」と感じたそのまま生きて行けばいいんだと思ったのです。社会人・経済人である前に人間。皆おぎゃーと母親の胎内から生まれ、寂しかったりつらかったり…時には有頂天になったり…そして幸せを求め生きている…。そんなふうにいるところが「とても会社とは思えない」と言われる所以かと…思った次第です。

今回、思いがけない方からもお祝いやメッセージを頂きました。本当に懐かしい、嬉しいお話や過分なお言葉を頂いて、出会った方々お一人お一人にお礼を申し上げないといけないのはこちらのほうだと思いました。それなのに、このようにお祝いに駆けつけて下さって、何と感謝申し上げます。ありがとうございます。



今日私たちがいるのは、温かく見守り、育て、励まして下さった皆様のおかげです。どうかこれからも末永くお付き合い下さり、温かいご指導ご支援を頂きますよう、職員ともどもどうかよろしくお願ひ申し上げます。本日は、本当にありがとうございます。



祝賀会ご来賓ご祝辞



弁護士
高階 貞男 先生



林事務所創立30周年、おめでとうございます。私が林先生に初めてお会いしたとき「これはおもしろい奴っちゃなあ」というのが第一印象でございました。何と言うんでしょうか、物の見方が少し違うんですよ。我々とも違うし、私がお付き合いしていた公認会計士さん税理士さんとも違う魅力がありました。物事を奥の奥まで見ると同時にいろんな方面から見るといふ、そういう非常に深みのある思考をなさる方だとすぐわかりました。この方だったら間違いがない、こう思い、仕事も顧問もお願いして、十数年過ごしてまいりました。

また「経営倶楽部」や「シェアリングレター」が随分長い間続いているそうです。続けることは大変ですが、やり抜いておられます。これは林先生が、事務所を、その内容を、良くしていくためにはこの方法が一番いいと、お考えになったのに違いないと思います。この30周年が充実したものになっているということを見ると、その成果が十分現れていると思います。

私が大阪府の外部監査委員を最初にお受けするとき、監査ということについては、ちょっと自信がないなど。すぐ頭に浮かんだのが、林先生でございました。雨の降る日、林事務所に駆けつけて、「頼む。手伝って」と言いましたら、もう一も二もなくOKして頂きました。それから3年間、本当に林先生のお蔭で大きな間違いを犯さずに終えることができた大変感謝をしております。これについて、あるところから「功労賞」なんていう大したものももらいました。これは、私がもらったのではなくて、林先生はじめお願いした方々だと、こう思っている次第でございます。

そんなわけで、私は、この林事務所には足を向けて寝られない（もちろん寝る気はありませんけれども）ほどお世話になっています。このように、大変助けて頂いたことをご紹介します、また、今日のこの30周年が盛大に開催されたことをお祝いし、ますます今後もご発展なさることを祈念しまして、私のご挨拶と致します。ありがとうございました。



公認会計士
島田 信愛 先生



今、87.5歳でございます。去年、ゴルフを87で回りました（拍手!）。上原先生理論

で行きますと、もう衰退期でございますが、続く限り前向きにやっついていこうと思っています。私からは「国際コンサルタンツ・グループ」(ICG)との関係を中心に、お礼を兼ねて申し上げたいと思います。

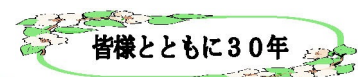
ICGを私どもがつくったのは昭和50年の6月です。私が、最初に北海道から九州まで4日間ずつ講演を致しました。その後平成になって、「島田ゼミ」というのを企画して、全国を回ったわけです。島田ゼミの事務局は最初、浅見学先生ご夫妻が、次が欠野加寿子先生の事務所、その次に引き受けられたのが、林事務所、林先生とのお付き合いは、それ以来、だいたい島田ゼミの20年のお付き合いだと思っております。

「ICG関西支部」は、昭和51年の2月13日に立ち上げ、初代支部長は沖見先生、2代目は私がやりまして、あとずっと続いておるわけです。今ここにいらっしゃる岡田先生が第10代目。林先生は9代目で、「ICG関西支部長」を4期8年務めて頂きました。

もう一つは、先ほどお話がありました「経営倶楽部」。平成8年から平成17年まで、私が8回講演しております。私の講演はだいたい2月で、私の誕生日が2月15日。林先生は、その前後日を選ばれて、誕生日を8回にわたってやって頂いたのです。

大変印象に残っていますのは、平成12年10月から13年2月にかけて、10日間、約50時間、SMSS（島田式マネージメント・サービス・システム）指導者養成講座をやりまして、最終講義がちょうど私が80歳。傘寿のお祝いをして頂きまして、前田有太可君のお母さんも駆けつけて頂いて、今でもその時の写真を大事に持っております。

そういうことで、林先生には、大変お世話になったということでございます。そして林事務所30周年、本当におめでとうございます。今後もご発展されることを心からお祈りしております。





スライドで綴る林光事務所30年史

お客様に事務所のことを知って頂くにはやはりスライドだと思い、20周年で使ったスライドをデジタル化し、その後の10年を付け加え、益田みどりと私のナレーションで、祝賀会でご披露させて頂きました。以下、要約をご紹介します。(中小企業診断士 前田有太可)



昭和53年開業

♣ 昭和53年8月、林光行は、自宅で独立開業しました。1件の関与先に、6人の扶養家族。

しかし、多くの人の紹介で少しずつお客様が増え、事務所も、自宅の近くから区役所の近く、そして昭和58年8月には、天王寺区上本町のマンション/夕陽丘セントポリアの1階に移転しました。



写真は当時の勤務風景です。当時は職員も5~6名と少人数で、全員で天神祭や桜ノ宮の通り抜けに行ったり、

又、バブルにさしかかる頃、打ち上げは北新地に繰り出すなどとてもリッチでした。もちろん仕事も半端じゃなく、決算や調査での徹夜は当たり前、まさに仕事が趣味?の事務所でした。

♣ 林幸は大阪府母子寡婦福祉連合会で、昭和51年から

昭和51年から簿記教育

32年間簿記講座の講師を担当しております。この簿記講座修了生で私共の事務所に入所したのは10名余り、現在も4名おります。また林幸は、簿記を教えるだけでなく、生徒さん同士が仲良くなってもらようよう



にしており、修了生有志により「さくらの会」が毎年開かれています。このような経験を基に、税理士の藤本清一先生

と林幸との共著により、これまでの簿記教育のノウハウを集大成した「やさしい演習実務簿記」を平成11年に、「ビジネス簿記入門」を平成15年に出版し、その後の会計制度の改定に伴い版を重ねています。



♣ 平成元年1月。林光行が現在のANAセミナーを受講。その翌月から林幸

皆様とともに30年

を始め事務所の全員が

平成元年
ANAセミナー受講

受講。これを機に一時中断していたコンサルティング業務に復帰。また光行と幸

は心理学・カウンセリングの勉強に邁進します。ANAセミナーについては祝賀会席上で式典の司会を引き受けてくださった山田眞治様に紹介していただきます。

アイ・コンサルタント代表 税理士 山田 眞治様

ANAセミナーのトレーナーをしております山田眞治です。

私たちは肉体のチェックをドックとかで行いますが、ANAセミナーは、自分自身がこの世に生まれた個性とか、かけがえのない命を、人生において咲かせているのかなということ、ちょっと立ち止まって自分自身を見つめてみる、ドックのようなものです。長い間、気付かないうちに、色々な観念の枠にはまってしまっている部分など、いろんなことを立ち止まって、一緒に参加する皆の力を借りて見直していく。そういう時間が人生の中に必要だよな、ということで始めさせて頂いて15年になります。私自身のトレーナー人生が30年ということで、今日は大変感慨深く思っております。これからどうぞ宜しくお願いします。

♣ ANA受講を機に始めたもののひとつに事務所合宿があります。平成2年1月に初めて事務所合宿を行いました。その後、毎年正月には合宿を続けています。

平成2年から
毎年正月に合宿

合宿の内容は、個人別改善課題であつたり、事務所の業務体制であつたり、年によって変わりますが、

多くの場合事務所を取り巻く経営環境を洗い出し、今年の行動計画を決めていきます。また、本格的にコンサルティング業務に復帰したのも平成2年です。



当時、コンサルタントとしてお付き合いいただいた田鎖規之様にお話をいただきます。

株式会社タッグ・リスクコンサルタント

代表取締役 田鎖 規之様

私は48歳ですが、林先生との出会いは、今から約20年ほど前です。当時、光行先生は、経営指導における従業員教育では、従業員の人生を理解してその人を育てるということが必要だということをお気づきになって、経営コンサルティングの各種ノウハウを武器に経営指導していきたいというときにお付き合いが始まりました。

お蔭様で、今は逆に光行先生始め林事務所にご指導頂きながら当社は14年目になります。

30周年を目標にしつつ、20周年ではぜひパーティーをしたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

♣ 平成2年9月には、コンサルティング業務等の拡大に備え、谷町9丁目の駅近

平成2年
平田ビルに移転

くに移転しました。この当時職員は10名弱だったので、移転した事務所は広過ぎると思っていたのですが、アツと言う間に手狭になりました。

平成4年3月創刊
シェアリングレター

♣ また、合宿で決めたことにはシェアリングレターの発行もあります。平成4年

3月の創刊号から、今年の5月に発行した36号まで、林幸を編集長に、所外の皆様のご協力を頂きながら16年の年月を重ねて参りました。

♣ 平成6年からは、税務事例研究会を開催しています。お蔭様で90回を迎えることができました。

平成6年
事例研究会スタート



この写真は事例研究会の忘年会のものですが、本日お越しの元大阪国税局資産税課長の武田先生のほか、元所得税課長の藤本先生、元法人税課長の八杉先生他の先生

に顧問をしていただいております。では、武田先生にお話を賜ります。

税理士 武田 清明様

本日は創立30周年記念おめでとうございます。私は、税理士事務所を開業して8年目に入ったところですが、林ご夫妻とは、現役当時から20年近くのお付き合いをさせて頂いております。いつもびっくりするのが、ご夫妻がいつまでも年をとっていかないということです。これはやはり、お二人が成長期にあるということかもしれません。さらに30年、40年続けられるのではないかと期待しております。

「事例研究会」は、林事務所の職員の方や各事務所の皆様方から持ち寄せられました事例につきまして、どのような取り扱いができるのか、色々議論を重ねながら、結論を導き出すということをしております。ご出席の皆様方からも日頃の疑問点等を林事務所に提供して頂きましたら、的確な結論が得られるのではないかとということで、ご利用頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。有り難うございました。

♣ また平成7年からは、関与先の皆様とともに学び成長することを目指し、経営

平成7年
経営倶楽部スタート

倶楽部をスタートしました。こちらもお蔭様で62回を迎えることができました。

これまで様々な分野の講師の先生方にご講演頂きました。先程ご挨拶を頂戴しました島田信愛先生には平成8年から17年まで毎年、新春講演をしていただき



ました。♣ 本日も出席いただいている講師の先生だけでも、元大阪弁護士会副会長の岡田康夫先生、

式典の司会を務めて頂いた山田眞治先生、そして、先程ご挨拶頂いた高階貞男先生、上原春男先生をご紹介頂いた元藍澤証券社長の西尾泰史先生、司法書士の中西良一先生、税理士の武田清明先生、松下グループの経理の真髓を教えて頂いた新井皓之様、日本のプルデンシャル生命を立ち上げられた7人衆のお一人である小坂井重樹様、メンタルセミナーに関する林の師匠である小市哲也先生、経

済評論家の泉和幸先生、テレビでおなじみカリスマリフォームの前の出英子先生、そして社会福祉法人こころの家族理事長のユンギ先生、不動産鑑定士の塩見由先生、社会保険労務士の物江和子先生、弁護士の四宮章夫先生。本当に多くの先生から実りの多い、教を賜りました。では、経営倶楽部、最多参加の八上雅也様からお話をいただきます。

高宣レンタカー株式会社

代表取締役 八上 雅也様

私は、今から12年前の平成8年9月以来、ほぼ毎回「経営倶楽部」に参加させて頂いております。経営倶楽部にはいくつか特徴があります。

まずテーマですが、経営はもとより、社会人として知っておくべきことが取り上げられ、自身にとって大変勉強になります。また、講師の方は第一線で活躍されていたり、その分野の第一人者であったりと、貴重なお話を頂けます。さらに、一緒に参加されている方との交流ができる。その交流もまたその場だけではなく、長く続いています。

いつもそれだけの大変な「経営倶楽部」を運営されている林光行先生、幸先生、スタッフの方々に感謝しながら参加させて頂いている次第です。

平成10年 開業支援講座スタート

に修了しました第20期の受講生の方々です。この講座の特徴は、何と云っても林光行・幸のライブだということです。またお互いに意見やアイデアを出し合うことで経営戦略や構想がより深く明確になることです。ちなみに、

❖ A'ワーク創造館にて、「開業支援講座」を始めました。写真は今年8月に



「KS経営研究会」の様子です。KSは「KEY OF SUCCESS」、成功への鍵を探ろうという意図のもと命名されました。もともと

とは開業 (K) 支援 (S) の頭文字だったのですが…。

平成10年9月 創立20周年記念式典

ブル崩壊の折、林には「こんなご時世に記念式典なんて…」という思いもあったようですが、「皆様と共にこれからの5年、10年をがんばりたい」という思い



を込めて開催させて頂きました。当日は、多くの皆様からお祝いのお言葉を頂戴し、改めて私達は皆様に支

平成12年 社会福祉協会等での講演活動開始

えられてここにいることを実感しました。

❖ 介護保険制度の導入によって、社会福祉法人をとりまく経営環境は激変し、会計制度も大きく変わりました。しかし、内容が複雑であり、社会福祉法人の方にはかなりのご苦勞があったようです。そこで林は、職業会計人として黙ってはおれぬと、有志の方々と共に会計や経営革新のための講演を始めるようになりました。その職業会計人の集まりが総合福祉研究会です。さて、会計の講演は、林がWordを駆使して制作した教材を使って行われたのですが、その教材が「社会福祉法人会計簿記ワークブック」として出版され、毎年改訂されています。



ではここで、堺暁福祉会の宮田様にお話を賜ります。

社会福祉法人 堺暁福祉会 宮田 裕司様

林先生とお付き合いをさせて頂くようになったのは、介護保険が始まる前の平成11年頃だと記憶しております。当時、我々の業界は、措置から契約へと流れの中で、蜂の巣をつついたような騒ぎになっておりました。併せて会計制度の変更もあり、大阪で行われた総合福祉研究会の勉強会に参加させて頂き、そこで初めて林光行先生にお目にかかりました。

当時私は、青年経営者会という全国組織で研修会の担当をしまして、どのような研修が必要になるのかを考えたときに「ああ、この人だな」と思い講師をお願いしました。今でも毎年好評で、いつも

定員オーバーです。これからまだまだ社会福祉の経営環境も変わってきますので、光行先生にはご活躍を頂いて、40周年、50周年をまた我々と一緒にやって頂きたいとお願い申し上げます。



❖ 毎年行われる合宿で望んでいた「自社ビル」という希望が叶い、事務所一同の喜びはひとしおでした。このビルの名付け親は所長の林です。夕陽ヶ丘を英語に訳して「サンセット・ヒル」としました。

平成13年 現在のサンセットヒルに移転

平成13年3月末には移転記念式典及びお披露目をさせて頂き、

同時にお蔵入りになるかと思われた「20周年記念誌」を発行させて頂きました。

❖ 翌平成14年にはホームページを立ち上げました。事務所行事のお知らせなど様々な情報を載せております。また、過去のシェアリングレターも見ることができますので、ぜひご覧頂きたいと思います。



平成15年 スタート

❖ 平成15年には、事務所アシスタント達による自主的な勉強会であるヘルメット相談会がスタートしました。工事現場でヘルメットをかぶった人たちが相談しあっているというイメージから、「ヘルメット相談会」と名づけられたものです。スタート以来、現在も年に6



回ほど開催しています。

❖ 平成18年からQの会をスタートし、様々な社会問題を取り上げて、勉強しています。質問のQ、究めるキュウ、サンセットヒル9Fの9をとって、「Qの会」と名づけられたそうです。テーマは様々ですが、毎回、参加者それぞれの素朴な疑問、経験や知識を出し合い、熱心に議論が交わされています。

平成18年 Qの会スタート

❖ 林光行は昭和60年に大和監査法人を設立し、その後、同法人で監査業務を続けてまいりました。しかし監査業務の進展、組織化の為に、平成19年にはペガ

サス監査法人と合併し、ペガサス大和監査法人が誕生しました。事務所創立20周年のときの記念

皆様とともに30年

平成19年ペガサス大和監査法人誕生

講演講師の安原誠吾先生は、ペガサス監査法人の代表社員です。写真は監査法人の研修会の様子です。



❖ 今までご紹介しましたような様々な活動の結果、林光行は平成19年度・平成20年度の公認会計士試験委員を務めさせて頂くこととなり、また平成19年には、長年のコンサルティング活動に対して、全日本能率協会から表彰を頂きました。さらに林光行は、平成7年からご縁があつて大阪府の高校PTAの活動にも参加させて頂き、平成19年には

平成19年・20年 全日本能率協会等表彰

大阪府知事表彰、そして今年の8月には文部科学大臣表彰を頂きました。これらのことは、お客様、諸先生を始めとする多くの皆様の心温まるご支援・ご指導の賜物です。しかし、職業会計人として後輩を選抜する試験委員を務めさせて頂くこと、コンサルタントとして、また、社会人として表彰を頂くこと、本当に、本当に、多くの皆様に支えられて、これまでの活動を続けていくことができたものと、事務所員一同、深く感謝申し上げます。

🌸 🌸 🌸 🌸 🌸
 ……そうして……、……こうして……、
 お蔭さまで、30周年を迎えることができました。
 🌸 🌸 🌸 🌸 🌸

なんとかお客様のお役に立つことができますよう、事務所創立以来、力不足ではありますが、時代々々に様々な活動を続けてまいりました。これからも、また新たな歩みを続けたいと考えております。

本年12月から「新公益法人制度」が施行されることを踏まえ、9月3日にはお手許の「新公益法人制度」をまとめた本が出来上がりました(24頁参照)。これも今後の新しい活動の一つです。どうか、今後とも、林事務所を温かくお見守りくださるようお願い申し上げます。本日は、本当に

皆様とともに30年



記念講演「企業の経営と人間の成長」

工学博士 上原春男先生



上原春男先生は、再生可能なエネルギーとして注目される海洋温度差発電の世界的権威でいらっしゃいます。冒頭、「私が唱えてきた企業の成長と国民の幸福の増進を、長年にわたり実行している会計事務所がここにあることを知って、驚きとともに嬉しく思いました」と話し始められました(なんだかこそばゆい)。そして、続くお話は、わかりやすくユーモアたっぷり。しかも「目から鱗」の連続。思わず引き込まれ、笑い、頭も心も心地よく充たされたのでした。



以下は、「とても面白かった」「感動した」と言う林小百合のレポートです。



企業を成長させる条件

先生は、「企業を成長させる条件」から話し始められました。「企業を成長させる条件は3つあります。①企業を成長させる信念を持つこと、②明確な成長の目標をもつこと、③大局的視野をもつこと、です」

私も自分が成長したと感じたとき、この条件が当てはまるのではないかと思います。

へび脳

「人間はまだまだ進化の過程にあります。人間は今から500万年前にサルから進化しました。サルは何から進化したか。サルはネズミから進化したんです」

さらに続けておっしゃいます。「ネズミはへびから進化したんです。ということは、人間の先祖はへびなんです。このへびから進化したということは非常に大事なことです。企業の成長を考えるとサルと思うかへびと思うかで全然違ってきます。成長する欲求を持った人の脳細胞は活性化されています。成長する企業の社長さんの頭は“へび脳”です」

なぜ成長しないといけないのか

なぜ成長しないといけないのでしょうか。

「人間は成長したいという欲求を持った動物なんです。それが他の動物と違うところで、人間は成長することが宿命なんです。宿命がゆえに人間は苦勞するんです。と同時にその自然の欲求に沿って成長をめざすことが、生きる活力や幸福をもたらす原動力になるんです」

「成長を欲しない人間は人間ではないんです。成長を欲しない企業は企業ではないんです。成長を欲しない国は国ではないのです」なぜ成長しないといけないかというよりも、人間である限り成長し続けたいといけ

ないということです。

皆様とともに30年

企業を成長させる5つの基本心得

- 企業とは何かを明確に理解する
- 自分の企業は何をする企業であるかをよく理解する
- 企業を成長させる信念を持つこと
- 明確な成長の目標をもつこと
- 大局的視野をもつこと

先ほどの、「企業を成長させる条件」に合わせて、「企業とは何か」「その企業は何をするのか」を理解しておく必要があります。このことから、「企業」とはそもそも何なのかということの説明していただきました。

企業の条件

- 企業は、リスクを背負っていること
- 企業は、自主的に意思決定できること
- 企業は、製品・サービス・情報を生産し、それを販売すること
- 企業は、適正な利益を得ること
- 企業は、種々の欲求をもった人間の組織体であること

この条件が揃ってはじめて企業と言え、たとえば下請企業では、②自主的に意思決定ができないので、この場合、企業とはいえないというものです。この条件がなぜ重要であるのかというと、それは、どの要素においても、欲求と努力がその要素に含まれ、成長に欠かせない要因だといえるからです。たとえば①の場合、リスクを解消しようと努力すること、そのものが成長だといえるからです。

この中から④企業の利益について、さらに深く説明していただきました。

企業の利益

「企業の利益は、金勘定では決まらないのです。企業の利益は企業における創造性の総和なんです」

企業は、長期的に存続・成長するには堂々と適正な利益を上げなければならないのですが、先生はここにも印象的な定義を述べておられました。

「創造性の総和とはお客様の心地よさの度合いなんです。したがって、企業の利益とはお客様の心地よさの度合いなんです」

なるほど「お客様を心地よくしなければ、利益は上がらない」。そのとおり！と思いました。

成長の方程式

先生は、「社長の創造性を見るだけで、潰れる会社かどうかわかる」とおっしゃいます。これには、ドキッとされた社長さんが多かったのではないのでしょうか。

そして、企業全体の創造性の総和は、組織の各部、各人の創造度の積であるという数式（成長の方程式）で表されると説明していただきました。ここで、前年度の創造度を「1」とすれば、創造性の総和が計算できるのです。たとえば、社長以下部署が6つあり、まず各部署の創造性がゼロのときは、成長度はゼロとなり、まったく成長していないこととなります。

$$1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 = 1.00$$

つぎに各部署の創造性が10%プラスの場合、1.1を6回かけることにより、答えは1.77となり、成長度は77%になります。

$$1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 = 1.77$$

最後にある一つの部署が創造性マイナス50%の場合は、成長度は0.81となり、マイナス19%のダウンということになってしまいます。

$$1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 1.1 \times 0.5 = 0.81$$

以上のことから言えることは、たった1%でもおそろかにしてはいけないということだと、先生は述べておられました。そのたった1%にどれほどの努力をかけることができるか、それともほとんど達成しているからと努力を怠るかにより結果は大きく変わってくるということがわかりました。

成長の原理

「この5つの原理うちのどれかに反することをすれば、企業はあっという間になくなってしまいます」

①創造・忍耐の原理 『成長力は創造性と忍耐力をかけたものである』、つまり、成長には忍耐が必要だということです。また創造とは「変化を起こすこと」であり、「毎日同じスーツを着ている社長の会社というのは、大体ダメなんです」

②成長限界の原理 『成長過程には必ず限界が存在する』というものです。その限界の2大原因は『④条件適応の原理』に反した場

合と、成長に対する意欲を失った場合です。どれだけ売り上げを上げている企業でも、社長が成長に満足してしまえば、たちまち限界がやってきます。

③並列進行の原理 『複数の要素を並列して進行させていく』ということです。これは②の限界を超えて成長を続けるためには、創造性を生む「複数・複眼思考」が重要であるということです。さまざまな事業を同時進行することも、ここでは重要であるといえます。

④条件適応の原理 『成長物は、内的条件と外的条件が一致したときに成長する』という原理です。外的条件の変化に内的条件を適応させることで人間は創造性を生み出し、成長していくことができます。

⑤分離再結合の原理 『内的条件と外的条件の機能を分離して、条件適応の原理に合わせて再結合すると成長物はかならず成長する』という原理です。分離したものを『条件適応の原理』にあうように結合することで、必ず成長するようになるということです。

おわりに

私はこの講演を聴いて、これまで自分の中にあった疑問——「個性」とはどこからきて、どのように固められていくのか——が少し解消しました。

人間の成長に対する欲求、そして、それを実現させるための努力・手法・意思決定等の行動、その結果から得た新たな成長に対する欲求、この繰り返しによって、さまざまな個性を作り、そしてさらに人間としての深みを増すものであると感じました。

日々、次から次へと湧く欲求に、自分自身これでもいいのか？と思いついて悩んでいたのですが、先生の著書「成長するものだけが生き残る」の中に、欲求について、「悪いことではなく、人間の幸せの根源となるもの」との文章を見つけ、ほっと胸をなでおろしました。

自分というものを説明する一つの指標になるものであると思うことにより、欲求に対する努力や、自分なりの方法での試行錯誤、失敗も自分を作り上げ、成長につながるものだと思えて気持ちが楽になりました。

上原先生、ありがとうございました。(林 小百合)

(編集部注 「林小百合」は、林光行・幸の長男、林直輝の妻です。)

経営倶楽部

第62回 経営倶楽部

平成20年 7月 5日

「いよいよ始まる裁判員制度」

～米国陪審員制とはまた違う～ 弁護士 四宮 章夫 先生

「いよいよ始まる『裁判員制度』。皆さん、国民の義務だから積極的に前向きにお考え頂いていると思いますし、最高裁判所、法務省、弁護士会も、ちゃんと軌道に乗せ発足させようと、今一所懸命になっているところです」「にもかかわらず、実は、僕は裁判員制度に反対でございまして・・・」「え～っ？それはどういうこと?!」思わず身を乗り出した今回の経営倶楽部。四宮先生の良心に触れ、考えさせられた一日でした。なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同の若手弁護士である佐々木清一先生及び南靖郎先生にもご協力いただきました。ありがとうございました。（税理士 林 幸）



何故私たちは処罰できるのか

先生は、法曹としてスタートされた3年間、刑事の裁判官をされていました。初めて死刑判決が想定される裁判に関与されたときは、その刑の重さ、責任の重さに打ち震えられ、いろいろなことを考えられたそうです。その一つが「なぜ私たちは被告人を処罰できるのだろうか」ということだったそうです。

「人を処罰することが許されるゆえんは、近代市民社会が約束の社会であるという大前提があるからです。約束した以上は守ってもらう、したがって守れない人は処罰されても仕方がないんです。またこれは、約束事ができる人、つまり責任能力がある人が前提なので、心神喪失や子供は責任能力がないということで罰せられないわけです。」「ですが、病気でもない、幼児でもない、しかしながら、生活能力が著しく低い、あるいは、非常に運が悪くて、何をやってもうまく行かない中で、最終的には事件に巻き込まれてしまう人が、非常に厳罰に処せられる、死刑をもって罪を贖^{あがな}わせるというようなことについて、被告人の人生に接する中で、本当に妥当なのかどうか、悩みました。」

日本の人権の状況

「短い年数でしたが、たくさんの重大事件の判決に関与する中で、日本の刑事司法というのは、まだまだ未熟な点がたくさんある。なかなか冤罪を防ぎきりだけの訴訟制度が確立していない。日本人の人権というのは必ずしも保障されていない危うさを感じるようになりました」とおっしゃいます。

1998年11月に国連人権委員会が「日本政府に対する勧告」を採択したそうです。それには人権に関する29項目の懸念及び勧告があり、以下の項目があります。

《 国連人権委員会の日本政府に対する勧告 》

- ◇死刑廃止に向けた措置を講ずることを勧告する
 - ◇起訴前拘留制度の改革を強く勧告する
 - ◇代用監獄制度の改善を再度勧告する
 - ◇多数の有罪判決が自白に基づくことを懸念し、取調べが厳格に監視され、電気的手段で記録すべきことを勧告する
 - ◇捜査過程で収集した証拠等すべての関係資料に、弁護士側がアクセスできるよう勧告する
 - ◇裁判官、検察官及び行政官に対し、人権についての教育が得られるよう強く勧告する
- 起訴前拘留制度の項では、警察署内の留置場(代用監獄)で23日間保釈される権利は与えられず、時間の規制もなく取調べを受けることや、国選弁護人が起訴前になかったこと、弁護人の接見に厳しい制限があること、取調べが私選弁護人の立会いなしで行われることなどに深い懸念を表明しています。こうした制度と公判における自白偏重主義が冤罪の原因とされています。

世界の潮流は死刑制度廃止

「日本では、殺人を犯した人は死刑になって当たり前だというのが常識化していますが、欧米では、むしろ死刑制度は稀な例外でありまして、日本のこういう厳罰制度については、諸外国から批判が多いのです。」「そういう目から見ると、裁判員制度というのは、じゃ冤罪を防ぐとか、厳選に適正な処罰権を行使できるのかというようなことになると、そうでもないんじゃないかなという心配が起こってまいります。それが僕の裁判員制度に対する反対の根拠になっております。」

弁護士会は陪審員制度を目指していた

「弁護士会が目指したのは陪審員制度だったのです。陪審員制度を実現しようとしたが、実際に出てきたのが裁判員制度です。」さらに「この陪審員制度と裁判員制度というのは、全然中身も違うものでございます。」

米国陪審員制と裁判員制度の違い

では、裁判員制度は陪審員制とどこが違うのでしょうか。米国の陪審員制との比較を表にしてみました。

摘要	日本の裁判員制度	米国陪審員制
対象事件	死刑・無期となる重大事件	軽微な犯罪以外民事事件も含む
制度の選択	裁判員制度が強制される	裁判官裁判も選択できる
候補者の選択	検事・被告双方が4人まで不選任可能	検事・被告双方が無制限に忌避可能
評議の方法	裁判官3人・裁判員6人の合議	12人の陪審員のみで評議
評決	多数決	全員一致
評決対象	有罪・無罪と量刑	有罪・無罪のみ
高裁への控訴	無罪の場合、検察官は控訴できる	無罪の場合、検察官は控訴できない

最も大きな違いだなあと考えたのは、陪審員制は、陪審員だけで評議を行い、評決は原則として全員一致でなくてはならないのに対し、裁判員制度では、裁判官3人と裁判員6人が同席して合議を行い、評決は多数決だということです。多数決というと、5対4だから、例えば裁判員の5人が賛成でもいいのかということではなく、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要なので、裁判官が全員反対ならば評決を下せないのです。逆に、3人の裁判官が賛成ならば、裁判員の2人が賛成すれば足りることになります。

公判前整理手続が裁判官に予断を与える

「裁判員になっても拘束されるのはせいぜい1週間。皆さんの負担を少しでも軽くわかりやすくしてあげますよと取り入れられたのが公判前整理手続です。」

公判前整理手続というのは、公判開始前に、検察官、弁護士、裁判官が三者で、証明したい内容と証拠を出し合い、証拠の請求と開示を行いながら争点を絞ることです。したがって、第1回公判になって初めて事件の内容を聞かされる裁判員に対して、裁判官にはその時点で既に必要な情報は全て与えられるのです。

ところで刑事裁判の原則というのがあるそうです。

- ◇無罪推定の原則～「疑わしきは被告人の利益に」
- ◇予断排除の原則～裁判官は白紙で公判に臨むべき
- ◇黙秘権の保障～黙秘によって不利益を被らない
- ◇自白法則～強要された自白は証拠にならず、自白が唯一の証拠の場合は有罪とされない
- ◇伝聞法則～公判での供述は書面ではできない
- ◇違法収集証拠排除法則

「実は、今の日本では、刑事裁判の原則が守られているとは言えないのです。そうした中で、公判前整理手

続は、冤罪を防止するための刑事訴訟の制度を大きく歪めた手続きだと思います。」

裁判員の心の負担

「対象となるのは、誰かが亡くなった事件です。また、有罪・無罪だけではなく、死刑とかの量刑を決めるとい評決にも参加するのです。人1人をこの世から抹殺するということに関与したことが大きな傷になる人もあるでしょう。しかも守秘義務が一生課されます。その辺のところは本当に真剣に考えられているのかの危惧があります。」

何のための裁判員制度？

「米国の陪審員制の良いところの一つは、陪審員になった人が積極的に体験を発表することです。そうすることで、推定無罪とは？あるいは評議はどういうことなのかなど、皆が理解し、活かされるわけです。ところが裁判員制度では、自分が裁判員になったことや合議の経過などを一切秘密にしないとイケない。裁判員の経験が国民に共有されないわけで、これが裁判員制度の致命的な欠陥だと思います」とおっしゃいます。

裁判員制度は「司法への理解・信頼を深める」ことが目的だとされていますが、「一体何のための裁判員制度なの？」という疑問が出てきます。



《経営倶楽部会場の様子》

裁判員に選ばれたら？

さて、参加者の反応は？という、「専門の裁判官の前で自分の意見を言いにくい」「多数決で決めるとなると、回りを見渡して多数意見に従ってしまう」「できたら参加したくない」というのが大方の反応でした。これは「国民の意識調査」と同じです。そして最後に先生のおっしゃった「裁判員になりたくない人は、10万円以下の過料(行政罰)を払えばいい」と聞いて、「お金を貯めよう」という人も・・・。

いよいよ11月後半から、裁判員候補者に名簿記載通知があります。そして、来年5月21日以降の対象事件について、くじで選ばれた候補者に呼出状があり、7月以降に裁判員裁判がスタートすることです。

今回は、裁判員制度だけでなく、それ以前の問題点や人権や良心の問題など、沢山のことを知り、考えるきっかけを頂きました。ありがとうございました。

最近の税制改正など

今回は、平成20年度税制改正で導入された「ふるさと納税」、平成20年10月施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」、これに関連して、平成21年度税制改正で創設される予定の非上場会社の株式等にかかる相続税の納税猶予制度などについて、ご紹介させていただきます。(税理士 橋本雅世)

ふるさと納税って？

ふるさと納税制度は、簡単に言うと、自分が応援したい都道府県や市区町村の各自治体が条例で定めた寄附金に対して寄附した場合、そのうち、5千円を越える部分を個人住民税と所得税から控除できる制度です。また、複数の自治体に寄附することも可能です。

ふるさと納税制度は、わずかですが、私達個人の納税者が納付(寄附)先の自治体と税金の使い道を選ぶことができる制度なのです。

★寄附金控除の計算はどうなっているの？

所得税は所得控除方式、個人住民税は税額方式です。

(1) 所得税の控除額

$$= (\text{寄附金額} - 5 \text{ 千円}) \times \text{所得税の限界税率}$$

所得税の限界税率とは、超過累進税率の課税所得金額区分における各人の最高税率のこと。

(2) 個人住民税の控除額

$$= \text{基本控除額} + \text{特例控除額}$$

$$\text{基本控除額} = (\text{寄附金額} - 5 \text{ 千円}) \times 10\%$$

$$\text{特例控除額} = (\text{寄附金額} - 5 \text{ 千円})$$

$$\times (90\% - \text{所得税の限界税率 } 0\% \sim 40\%)$$

$$(\text{特例控除額の限度額} = \text{住民税所得割} \times 10\%)$$

例えば、4万円を寄附した場合、所得税から3,500円、住民税から31,500円の計35,000円が控除されます。

株式電子化が始まります！

上場会社の株券の電子化が平成21年1月に実施される予定です。株券電子化が実施されると、紙ベースの株券は無効になります。そして、株主名簿上の株主の名義によって、証券保管振替機構及び証券会社等の金融機関に開設された口座で電子的に管理されます。

タンス株券の名義人の確認を！

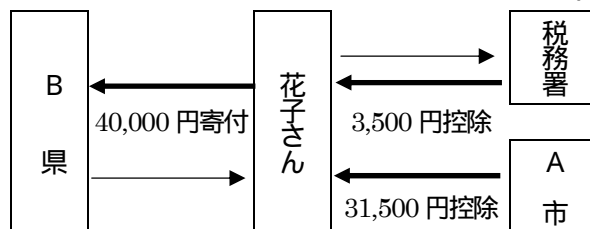
お手元に株券があったら、名義を確認してください。自宅や貸金庫などご自身で管理されている株券(いわゆる「タンス株券」)が他人名義であれば、株券電子化

ただし、実際の控除額は、寄附した年の所得金額が確定するまでは正確に計算することができませんので、ご注意ください。

また、所得税の寄附金控除額には、ふるさと納税と、ふるさと納税以外の寄付金との合計で「総所得金額の30%」という限度額があります。

★具体的にはどうしたら、よいのでしょうか？

(例) A市在住の花子さんがB県に4万円を寄附する場合(花子さんの所得税率は10%とします。)



B県の寄附申請書(申込書)を取り寄せます。B県から納付書が送られてきます。寄附金4万円を支払います。B県から領収書が送られてきます。領収書は所得税や住民税の寄附金控除を受ける申告に必要なので、必ず保管しておいて下さい。確定申告します。所得税と個人住民税の両方から控除を受けるためには所得税の確定申告が必要です。

寄附等の手続きは、都道府県や市区町村によって異なる部分もあるため、実際に寄附される場合には各自治体にご確認ください。

後に、株主としての権利を失う可能性がありますので、急いで株券の名義をご本人名義に書き換えましょう。名義の書き換えの手続きは、発行会社が委託している株主名簿管理人(信託銀行等)にお問い合わせ下さい。

株券がご本人の名義の場合には・・・

株券電子化後はご自身の名義で発行会社が開設する「特別口座」()で管理され、株主としての権利は確保されます。この場合、株券の保有者は何も手続きする必要はありません。

()「特別口座」は税務上の「特定口座」とは異なります。

また非上場会社の株券は株券電子化の対象外です。

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下、「経営承継円滑化法」)

中小企業の事業承継の円滑化こそ、地域経済の活力維持や雇用確保などの観点から重要課題だとして、経済産業省中小企業庁主導で総合支援策がすすめられています。その基礎となるのが平成20年10月1日施行の「経営承継円滑化法」です。これにより、後継者選任・教育・経営権委譲などの計画的な事業承継を押し進めるとともに、相続に伴う障害を取り除き、円滑に事業承継ができることを狙いとしています。

この法律は以下の3つの支援策を柱としています。

***支援策1* 遺留分に関する民法の特例**

遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人に最低限の相続の権利額として保障された、法律上留保しなければならない相続財産のうち一定割合のことです。

今回創設された民法の特例では、経営者から後継者に生前贈与された自社株式について、遺留分の対象から除外(除外合意)したり、評価額を予め固定(固定合意)したりすることができます。

除外合意によって、他の相続人が遺留分を主張することによる自社株の分散を防止することができます。また、相続発生時に生前贈与时よりも自社株価値が上昇している場合には、固定合意によって、その自社株価値の上昇分を後継者が保持することで、経営意欲の阻害要因を排除することができます。

また、除外合意や固定合意をする際に、併せて、自社株式以外の財産を遺留分の対象から除外(付随合意)することも可能です。

この特例の適用を受けるには、一定の要件を満たす後継者が遺留分権利者の全員の合意を得て、経済産業大臣の確認・家庭裁判所の許可等が必要です。

民法の特例の施行は平成21年3月1日の予定です。

***支援策2* 金融支援措置**

経営者の死亡等に伴って必要となる資金を調達するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者とその代表者に対して、以下の金融支援措置があります。

適用対象者	適用される金融支援の特例法
中小企業者(会社)	中小企業信用保険法の特例
中小企業者の代表者(個人)	(株)日本政策金融公庫(注)及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

(注)旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫等

***支援策3* 相続税の納税猶予制度**

平成21年度税制改正において、取引相場のない株式等の相続税の納税猶予制度が創設される予定です。創設されると、平成20年10月1日以降に開始した相続に遡って適用されることとなります。

制度の内容は、後継者である相続人が相続等により取引相場のない自社株を取得した場合に、納付すべき相続税額のうち、その会社の発行済議決権株式等()に係る課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予するというものです。

既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式の2/3に達するまでの部分

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納税猶予税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{対象となる株式等のみを相続した場合の相続税額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{対象となる株式等の額の20%に相当する額の株式のみを相続した場合の相続税額} \\ \hline \end{array}$$

・株券を担保に!

納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に提供しなければなりません。

・保有し続けると納税猶予された相続税は免除!

事業を承継した相続人が納税猶予の対象となった株式を死亡の時まで保有し続けた場合など、一定の場合には、猶予された税額は免除されます。

・納税が猶予されているだけなので・・・

しかし、相続税の法定申告期限から5年経過後に事業を継続していないと認められた場合には、その時点で納税猶予税額は打ち切りになり、納税猶予税額的全額と法定申告期限からの利子税を納付しなければなりません。また、申告期限から5年経過後に納税猶予の対象となった株式を譲渡等した場合にも、譲渡した割合に応じた納税猶予税額とその利子税を納付しなければなりません。

・経済産業大臣の認定が必要

納税猶予制度の適用を受けるためには、経済産業大臣の認定を受ける必要があります。認定基準には、代表者であった被相続人及び代表者である事業承継相続人がそれぞれ株式保有要件を満たすことや、5年間、雇用の8割以上を維持する等の事業継続要件を満たすなどがあります。

詳しくは経済産業省中小企業庁のHPをご覧ください。⇒<http://www.chusho.meti.go.jp/>

ヘルメット相談会

工事現場でヘルメットをかぶった人達が相談しているイメージで、現場のスキルアップを図るため実施しているアスタの自主勉強会です



平成20年度のヘルメット相談会では『印紙税』を取り上げました。印紙税法では、一定の文書を作成した者は、定められた金額の収入印紙を書面に貼り付け、消印しなくてはなりません。そのために、文書を作成する者自身が、印紙が課税される文書かどうか、また、印紙税額はいくらになるのかを判断しなくてはなりません。私たちは、お客様から「この契約書いくらの印紙貼ったらええの〜？」と質問されることもあります。そこでお客様からの問い合わせにも即座に対応できるように、勉強することにしました。 (清水龍二)

① 印紙税がかかる文書とは

印紙の貼り付け消印が必要となるのは、以下の全てに該当する文書を作成したときです。

- ① 当事者間において課税事項を証明するために作成された文書であること
- ② 印紙税法 別表第1 課税物件表(「課税物件表」といいます)に掲げられている文書であること
(課税物件表については国税庁HPをご参照ください。文書の種類により20種類に分類されています。)

☞ <http://www.nta.go.jp/taxanswer/inshi/inshi31.htm>

③ 非課税文書でないこと

非課税文書とは印紙税法や特別法により印紙税が非課税と規定されている文書です。課税物件表に掲げられている種類の文書であっても非課税となります。例えば、国、地方公共団体等が作成する文書は全て非課税となります。通常の企業の場合には、課税物件表の非課税物件欄に記載があるかどうかで課税・非課税の判断基準になります。

④ 営業に関しない領収書は非課税

相殺以外の売上代金の領収書で記載金額が3万円以上であっても、受取人にとって営業に関しないものは非課税です。だから、個人のサラリーマンが自家用車を50万円で売却して領収書を作成しても、営業に関するものではないので、印紙はいりません。また社会福祉法人・公益法人等が作成する領収書についても、営業に関しないものとして取り扱われ印紙は不要です。

⑤ 印紙税はいくらかかる？

印紙税額は、作成された文書が課税物件表第1号～第20号の第何号文書に該当するのかによって、課税物件表に規定された金額に応じて求めます。何号文書に該当するかどうかは、文書のタイトルではなく、記載されている内容によりますので、法律判断が必要に

なるときもあります。また、内容が複数の文書に該当する場合は、一般的に一番大きい金額によります。

⑥ 一定金額未満のために非課税になるもの

印紙税は、記載金額が一定金額未満の零細な取引については非課税としています。課税物件表の非課税物件欄に規定される主な非課税文書は以下のとおりです。

- ① 金額が1万円未満のとき非課税文書となるもの
以下に関する契約書
不動産の譲渡、消費貸借、運送、請負など
- ② 金額が3万円未満のとき非課税文書となるもの
売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書
(いわゆる領収書で、相殺以外のものです)
- ③ 金額が10万円未満のとき非課税文書となるもの
約束手形、為替手形

⑦ 印紙の貼り忘れ・消印忘れに注意

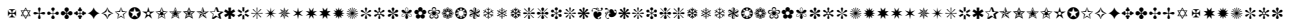
印紙税の納付は、収入印紙を貼り付け、印章又は署名で消印することによって完了します。消印を忘れたときには、印紙税額と同額が追徴され、また、印紙を貼り忘れた場合には、「不足額+その金額の2倍」、つまりナント！3倍が追徴されます。告知される前に自主的に所轄税務署長に不納付を申し出た場合には1.1倍に軽減されるのですが、忘れっぱなしは大変なことになりますね。

⑧ 印紙税を勉強してみたの感想

印紙税は、課税・非課税の区別がややこしかったり、同じ契約金額であっても文書の種類により印紙税額が異なったりしていて、とても複雑難解だと感じました。ちなみに、「税理士、弁護士、医師等の業務には高度な公共性が期待されており、営利を目的とした商行為とは異なるため、領収書は非課税」とされています！でも、個人的には、営利を目的とした商行為じゃないのかなァと思うのですが・・・。

新しい公益法人制度の概要

112年ぶり(!)に公益法人制度が抜本的に改革されました。今年の12月1日から施行される新しい制度では、公益法人の設立方法、定款や機関の設置、役員を選任方法などが現行制度と比べて大幅に変更されました。例えば、従来は社団法人を設立するのは困難で、「それならNPOに…」と考えられたのですが、これからは一般の人も社団法人を簡単に設立できるようになりました。しかし「公益性」が従来と同じように認められる訳ではありません。また、現在の公益法人も新制度に適合する必要があります。以下では、これらの概要を紹介させていただきます。(税理士・公益法人アドバイザー 古田 茂己)



I 新しい制度の枠組みと税制

従来の制度では、「公益性」について主務官庁が判断したうえで、主務官庁の許可を受けて公益法人の設立が認められることとなっていました。つまり、公益性の判断と法人の設立とが一体となっていたのです。しかし、新しい制度では「法人の設立」と「公益性の判断」とが分離されました。

まず、社団法人(あるいは財団法人)は、登記をすることで設立できることとなりました(このようにして設立された法人を一般社団法人または一般財団法人といいます)。株式会社を設立するのと大きく変わりません。また、行う事業についても制限はありませんし、原則として法人運営についても行政等の監督は受けません。従って、同じ非営利法人であるNPO法人より使い勝手がいいかもしれません。

しかし、このように設立された一般社団法人等を、従来と同じような「公益」法人として扱うわけには行きません。そこで、これら一般社団法人等のうち公益事業を行うことを主な目的とする法人で、「公益性」があると認められた法人についてだけが、公益社団法人または公益財団法人(以下「公益認定法人」といいます)になることができることとなりました。

税制については、一般社団法人等は、原則全所得が課税され、資本金1億円以下の株式会社と同じ扱いになります。公益認定法人は、収益事業(公益目的事業に該当する部分は非課税)のみが課税となり、現在の公益法人課税と同じ扱いになります。ただ、一定の要件を満たして非営利性が徹底された法人等に該当すれば、一般社団法人等であっても公益認定法人と同じく収益事業のみの課税となります。

また、公益認定法人に寄附をした場合には、その寄附をした者には寄附金控除等の優遇措置がありますが、一般社団法人等に寄附した場合は、優遇措置はありません。登記だけで設立できるという性格上、これは仕方のないことだと思われま

II 従来の公益法人の対応

制度が変わったことによって、民法34条に基づいて設立された従来の公益法人は、5年間の余裕期間(「移行期間」といいます)内に、認可を受けて一般社団法人等に移行するか、あるいは認定を受けて公益認定法人に移行するかを選択する必要があります。それまでの間、従来の公益法人は、平成20年12月1日をもってすべて自動的に「特例民法法人」となり、現行の名称、機関、定款のままで存続することができます。

ただし、移行期間内にいずれにも移行しない場合は、移行期間満了の日(平成25年11月30日)において解散したものとみなされます。

これを図で示すと、以下のとおりです。

平成20年12月1日		平成25年11月30日	
		5年間	
民法34条法人 (従来の公益法人)	特例民法法人	移行認定	公益認定法人
		移行認可	一般社団法人等
		上記以外	解散

以上、新しい制度の概要を記載しましたが、現在の公益法人が移行するにあたっては事業内容の見直しなど多くの問題点があります。詳細については弊事務所編集の『新しい公益法人制度』(本誌24頁参照)をご覧ください。もちろん、お困りのことがありましたら、ご相談も大歓迎です。



労務管理&社会保険

ワンポイント・ナビ NO. 4



マクドナルドの店長が、「残業代を払わないのは違法だ」と会社を訴えた事件で、東京地裁はこの店長を「管理監督者に該当しない」とし、会社側に未払残業代・休日出勤代の支払いを命ずる判決を下しました。この裁判の最大の争点は、店長が「管理監督者」に該当するかどうかでした。「管理職だから残業代は払わなくていい…」よく言われることですが、会社内で管理職と呼ばれていても、労働基準法上の「管理監督者」に該当せず、残業代を支払わないといけな場合があります。今回は、労働基準法における「管理監督監督者」の範囲についてご説明させていただきます。（社会保険労務士 樋笠泰子）

管理職だから残業代は払わなくていい...?

労働基準法では、1週間40時間（10人未満の商業等は44時間）・1日8時間を超えて働いた場合は残業手当を、1週間のうち1日も休日を取らなかった場合、または4週間を通じて4日以上の日を取らなかった場合は休日手当を支払うように義務付けています。そして労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩を与えないといけません。

ただし、経営者と一体的な立場にあり重要な職務と権限を与えられている者には、労働時間の制限を加えなくてもその保護に欠けるところがなく、また規制になじまないという趣旨から、このような者を「監督若しくは管理の地位にある者（略して管理監督者）」として、上記の規制から除外する例外的な取扱いが認められています。この例外規定の誤った解釈が、「管理職には残業代を払わなくていい」となり「名ばかり管理職」を作ってしまったのです。

管理監督者の判断要素

- ポイント①労働時間等の規制を超えて活動せざるを得ない重要な職務・責任及び権限を任されているか？
- ポイント②現実の勤務態様が労働時間等の規制になじまず自由な裁量による出勤が認められているか？
- ポイント③一般労働者に比べてその地位にふさわしい賃金等の待遇がなされているか？

管理監督者であるかの判定に当っては、以上のような条件をもとに課長・部長等会社内での名称にとらわれず実態に即して判断するよう指導されてきましたが、

基準があいまいなため「名ばかり管理職」が横行し、裁判事件に発展した事例が過去いくつかありました。

こんな人は管理監督者ではありません チェーン展開している小売業・飲食業の場合

今回のマクドナルドの判決を受け、少数の正社員と多数のアルバイト・パートにより運営されている店舗において、店長等の管理監督者性を否定する特徴的な判断要素が行政通達で示されました。

「職務・責任及び権限」について...

- ・採用、解雇に関する権限、人事考課の権限、勤務表を作成し残業を命じる権限がない。

「勤務態様」について...

- ・遅刻・早退をした場合、減給等不利益な扱いを受けている。
- ・人員が不足した場合、自ら替わって勤務し、結果として長時間労働を強いられている。
- ・会社から配布されたマニュアルに従って業務を行い、部下と同様の勤務態様が大半を占めている。

「賃金等の待遇」について...

- ・実際の労働時間で残業代を仮に計算した場合、役職手当等の優遇措置が十分ではない。
- ・1年間に支払われた賃金の総額が一般労働者と同程度以下である。
- ・時間単位に換算した賃金額がアルバイト・パート等の単価に満たない。

この通達は、管理監督者ではないと否定する要素を示すだけです。これらの要素が認められないだけで、管理監督者に該当するのではなく、他の要素を含め総合的に判断されますので注意して下さい。

Key of Success

第11回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」よくわかる！経営基礎講座（講師林光行・幸）修了生のみで構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

去る8月31日、林事務所5階会議室にて、定例のKS経営研究会夏の研修会が開催されました。今回の発表者は、知る人ぞ知る、冷凍製パン法の発明者である鳥居隆夫さん（19期生）。「身に余るお役目」と遠慮がちにお話を始められた鳥居さんですが、下手な漫才よりもよっぽど面白く終始笑っぱなし。実体験に基づいたお話は、ぐっと引き込まれるものでした。今は「米粉でつくるパン」と障がい者福祉に情熱を傾けておられる生き様に非常に感銘を受けました。 15期 寺前 靖隆 様



（社会福祉法人青葉仁会の仲間と鳥居さん）

罪滅ぼして跡取りに

京都で地場の製パン業を営んでおられたご家庭の三人兄弟のご長男、パン食が一般家庭に入ってきて間もない頃のこと、「造れば売れる」そんな事業の経営者のご長男ですから相当な（失礼ながら）放蕩息子だったそうです。将来の夢は？と聞かれれば「F1レーサーか寿司職人」？？とはばからなかったそうですが、ご兄弟の中で「誰かが」ということであれば「俺かな」と跡継ぎを決意されたそうです。お父様は喜ばれたそうですが、ご自身は「大学4年間遊んだし、お返しせなあかん。まあ4年間やりやチャラかな」といった程度のことだったそうです。

「空っ風とかかあ天下」の群馬に修行に

「そうか、それなら勉強してこい」と、卒業式を待つことなく修行に出されたのは、群馬は高崎の第一製パン工場。一瞬の気の緩みで火傷してしまう深夜の重労働を黙々とこなす女性たち。その中に交じり、「パンのつらさ厳しさ」を体感。当初は「いつ逃げよう」とばかり考えていたそうです。

ところが一年経つと「おっ、意外とパン作りは面白いなあ」と興味が湧くようになり、パン作りの基本から工場での裏技まで、そこで体験・経験が、後のパン作りに大いに役立ったそうです。

工場火災と労働争議

京都に戻り、頑固一徹のお父様の元で経営に参画。しばらくして起こった工場火災と労働争議。従業員との意思疎通がいかに大切かを気付いたそうです。労働組合を敵視すると対立し泥沼状態、共同して問題解決にあたると協力を得られるということです。

成功は“人”にあり。生活の真面目さが鍵

お父様の拡大戦略と鳥居さんの冷凍製パン法開発の下、チェーン店が最終的に300店近くに。チェーン店を育成していく中で、強く思われたのは“人”やなあということ。「この人は成功する」「この人は失敗する」と、お金の使い方や生活の真面目さでわかるそうです。そして、多くは3店目で潰れたそうです。何故か。3店目で「いっぴしの社長や」と有頂天になってしまい、基本を忘れるからです。

すべての経験を肥やしに

あの名作ドラマ「どてらい男」そんな興味あふれるエピソード満載のお話の全部をとでも紹介し切れませんが、鳥居さんのお話に感銘を受けるのは、鳥居さんがその時々遭遇した出来事から学び気付かれたことを見事に今現在の人生に生かしておられるからです。そしてそこにこそ、今回のお話のメッセージがあると思うのです。だからこそとても面白かった。本当に。

あなたにとって成功とは

KS経営研究会は今回で11回目。それぞれに学ぶことがありましたが、中でも今回は特に「Key of Success」の「Success = 成功」の意味についてです。鳥居さんが今、米粉パンの研究・普及活動、障害者福祉施設で生き生きと活躍されているお姿を拝するとき、現在の自分はどうかであろうかと。「会社の繁栄？」「お金持ちになること？」それももちろん望んでいること。でも「この人たちのお役に立っている！」「社会に貢献できている！」そんな充実感を伴う人生こそ「成功！」ではないか。そんなことを強く考えるきっかけになった研修会でした。

次回【第12回KS経営研究会】は、平成21年2月22日(日)を予定しています。奮ってご参加下さい。

読者の皆様からのメッセージ

創立30周年おめでとうございます。激流のときひたむきなご貢献の三星霜。心からの尊敬と祝福を申し上げます。

泉事務所 泉 和幸 様

林ご夫妻にお会いして干支一巡。いつも「苦しい時の林頼み」。ご夫妻、スタッフの皆様の親身なご応接に安堵すること常。ビル名は「歴史あるサンセット」。事務所は「サンライズ」。益々のご発展を祈念いたします。

科学技術学園高等学校大阪分室 南 嘉浩 様

創立30周年おめでとうございます。益々「二人三脚」で！そして「おしどり夫婦」で！今後も家族のようなあたたかい事務所として御発展されますことを心よりお祈りいたします。

北九州マゼックエコカケ(株) 福島 浅次郎 様

なごやかで心あたたまる光行さん幸さんの結婚式に友人と参列させて頂いたのは30数年前。お二人の笑顔と将来への思いが今日のお仕事の成功を導かれたものと思います。お二人のご健闘、事務所のさらなるご発展を心よりお祈り申し上げます。

グローバルとよなか 見満 紀子 様

会社員を辞めて中国茶の店をしようと開業支援講座を受講し、光行先生・幸先生とお会いしたのがご縁です。もう少し会社員として勉強しようと思いましたが。「OL開業」と言われたのが嬉しかったです。

マルヨシポリマー(株) 笹島 尚子 様

約30年前、真法院の事務所へ伺った時は小さなお子様の世話をしながら色紙で作った首飾りをかけ、にこにこしながらお留守番をされていた幸先生が今も脳裏に焼きついています。亡き母と主人に、林さんは秀才だからと聞かされていた私は、どんな偉い人なのかとドキドキしながら納品に伺ったものです。意に反し奥様の笑顔に救われました。先生もあの時とあまりお変わりなく、益々人間味のあるお顔になられました。上本町の事務所、自社ビルへの移転とどんどん大きくなられ、時折届けられるシェアリングレターを楽しみに、勇気づけられたり、考えさせられたりしてきました。その事務所が今回30年を迎えられるとのこと。これから益々ご発展されることを祈っています。

さわや 澤崎 潤子 様

林光行事務所へ入るとみんなが一瞬にして友達になる。不思議な世界。

JDC出版 まる 様

幸先生との出会いは20年以上になるでしょうか。簿記など全く知らずに母子連での講座に参加し、四苦八苦していた出来の悪い生徒でした。今では勤務先の経理を任されるようになり、これも幸先生に簿記を教えていただいたお蔭と思っています。母子家庭の自立の手助けをしてこられた先生を見てきて、私も何でもいい、何か手伝いをしたいと思うようになりました。30周年おめでとうございます。

コニカミノルタ労働組合 釜野 邦子 様

税理士になったばかりの私を光行さん幸さんは、暖かく導いてくれました。あれから10年。お二人から学んだものはずっと私の人生に生かされています。お二人の出会いにいつも感謝しています。これからもずっと健康で、益々のご発展をお祈りしています。

税理士 中弥 和美 様

清香会館で幸先生の簿記の講座を受講させて頂いて以来、幸先生、林事務所の大ファンになり、現在の職場もご紹介頂き、大変感謝しています。これからも素晴らしい事務所であり続けられることと思います。

社会福祉法人 若竹福祉会 前田 佳奈子 様

私にとって林事務所は社会人として、人として、大事なものをたくさん学ばせて頂いた場でした。それは今でも私を支えてくれています。私の大切な宝物です。また、退職時に「卒業」と言って送り出して頂いたことがとても嬉しかったです。私にとっては母校のような事務所でした。大好きな事務所と、皆さんがこれからも益々輝いて素晴らしいご活躍をみせて下さることを楽しみにしています。

林光行事務所元職員 土戸 優子 様

節目々々の事務所の祝い事、経営倶楽部、お花見、その毎に見たスタッフの皆様の成長。光行、幸さんの親心。範と仰ぎながら共に感動し、笑いあい楽しかった日々。本当におめでとう30周年！

関西21クラブ 前田 佐瑛子 様

その他沢山のメッセージを有難うございました

編集部



Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



ANAセミナーを受けて、自分自身では、本来の自分では無いと思いながらも、変化することへの恐れや、今の安全地帯を守り続けようとしていたことに気づきました。また、自分の望んでいる結果とは逆の方向に来てしまったのは、自分の考えや思いを素直に伝えなかったことの結果だということが理解できました。自分の感情を素直に出せたのと、これからの生き方を再確認できた3日間でした。

岡田 賢二 様

このANAで、「人生を自分らしく生きてきた」と思っていたのが間違いだと気づきました。嫌な事や人は自分から排除し、自責ではなく他責で生きてきました。全然自分の人生を自分らしく喜んでイキイキと生きていません！常に言い訳・妥協・怠慢・甘えが殻となって僕を包み、自分の人生を自分で歩む邪魔をしていたことに気づきました。これからは、きちんと自分と向き合い、邪魔な殻を被る（かぶ）ことなく、考え、話し、行動しよう決めました。ここから新しい何か必ずあると思ワクワクしています。この歳でANAと、いろんな人達に巡り合えて幸せです。「人」になれるよう頑張ります！

藤岡 文雄 様

ANAに参加して、これを受講できるというのは本当に幸せなことだと思いました。受講するまでは、ANAを偏見の目で見ていました。何か変なことをさせられるんじゃないか、自分が自分でいられなくなるんじゃないか、洗脳されるんじゃないか、などなど、いろんなことを考えていました。でも、私より先に主人が受講して、ANAの3日間が過ぎてから毎日楽しそうに生活しているのを見て、私も参加してみようかな？と考えるようになりました。人生の中の

たった3日間が、これから先の人生に良い影響を与えてくれると確信しています。もちろん、自分自身で感じて行動しなければ何も始まりません。考えてばかりいないで行動します！

藤岡 妙子 様

ANAの説明を受けた時、自分はそれなりに幸せで、自分には必要がないと思いました。大好きな婚約者もいるし、仕事も好きだし、友達もたくさんいるし、充実した日々を送っていることは私が一番よく知っています。でもANAの色々な体験を通して、もっと深いところに「本当の自分」がいることに気づきました。「本当の自分」は24年の人生の中で、両親と自分との関係にとっても執着しています。そして、「本当の自分」はただ、両親に自分の意見や考えを言いたい、自分を分かってもらいたい、つまりシェアしたいだけなのです。今まで数々の場面でどこか一步引いている、どこかで自分を置いてきぼりにしているのは、きっとそういう所に原因があるのかもしれませんが…。まずは、自分を愛することから始めようと思います。

角海 由紀 様

ANAセミナーは、本当に目まぐるしい3日間であっという間に終わりました。また、自分の内面を見つめ直すきっかけを掴むことができた貴重な体験となりました。

これまでの人生で、人に接する時の自分がいかに不自然だったのかに気づかされました。同時に相手を受け入れ、寄り添っていくことの方がより自然体でいられるということにも気づかされました。まだこの境地には至っていませんが、今後の人生において、以上を意識して生きていこうと思います。また、たくさんの仲間が出来たことが嬉しかったです。

増尾 太三郎 様

Awareness for New Actions

ANA

ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか♪~

◇2008年11月ANA◇

日程：11月1日(土)・2日(日)・3日(祝)
会場：林事務所セミナールーム
費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

◇2009年2月ANA◇

日程：2月6日(金)・7日(土)・8日(日)
→お問い合わせは林事務所
林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第63回経営倶楽部のご案内

サブプライムローンの焦げ付き問題をきっかけに、世界的な金融危機は底なしの様相を呈し、実体経済への影響も避けられない状況です。

それは私たちの生活にどのように関係し、またどのように考え、行動すべきなのでしょう。第63回経営倶楽部では、経済・経営評論家の 泉 和幸 先生 に、2009年の日本と世界の政治・経済の動向と私達が置かれている状況について解説して頂きます。さらには、中国古典や歴史の教訓からお話し頂けると思います。

ぜひとも皆様お誘い合わせの上、ご参加頂けますようご案内申し上げます。

- テーマ 新春特別講演「世界の中の日本と私たち」
- 講師 経済・経営評論家 泉 和幸 先生
- 日時 平成21年2月14日(土) 講演会：午後1時30分～5時 懇親会：午後5時30分～
- 場所 たかつガーデン (近鉄上本町駅 徒歩3分 地下鉄谷町9丁目 徒歩7分 TEL：06-6768-3911)
- 会費 講演会 5,000円 懇親会 4,000円 懇親会会場：新和風創作料理とお酒 庵 (TEL：06-6765-1716)



◇第64回経営倶楽部 ⇒ 平成21年4月18日(土) 午後1時30分～ 詳細は3月中頃HPをご覧ください
 ▶▶▶ お問い合わせは・・・TEL 06-6772-7770 E-mail: maruyama@share.gr.jp (担当：丸山) まで

▽▲出版物紹介▽▲

『新しい公益法人制度—設立・移行・会計・税務の手引き』



編者 公認会計士・税理士 林 光行事務所
 著者 公認会計士・税理士 林 光行 税理士 林 幸
 公認会計士・税理士 小幡寛子 税理士 古田茂己
 発行所 実務出版株式会社 ・B5判 144頁 定価1,890円(税込)



1896年の民法制定以来、112年ぶりに公益法人制度が見直されました。従来の監督官庁による許可主義から準則主義に改められ、法人の設立手続きと公益性の認定とが分離されます。新制度へ移行をお考えの社団法人・財団法人の方々をはじめ、新たに法人設立をお考えの方、活躍が期待される職業会計人の方々に、制度の基礎的理解を踏まえた上で、新制度の内容を網羅的に把握していただけるよう作成しました。

編集後記

☆殺人事件の報道を見ると、「何てひどいことを！」と怒りを感じ、犯人逮捕を願い、そして容疑者が手錠をかけられ、逮捕される映像を見ると、完全に犯人だと思ってしまいます。☆「自白の心理学」(浜田寿美男著)を読むまで、甲山事件の冤罪被害に「本当かしら？」と少し疑問を感じていました。「偉い人が寄ってたかって、24年経ってやっと無罪なんてそんな馬鹿なことがあるかしら?」「じゃあ真犯人は誰なの?」との素朴な疑問からでした。☆でも「甲山事件えん罪のつくられ方」を読むと、山田悦子さんが殺人を犯す余地がなかったこと、甲山学園には20歳以上の園児が何人もいたこと、事故の可能性が高いことがわかります。そして、彼女が全く無防備で逮捕され、素っ裸にされて身体チェックを受け、つらい厳しい取調べから逃れたい一心、朦朧とした意

識の中で嘘の自白をしてしまい、その後の長い長い道のり……知的障害児とともに生きようと、夢や希望に胸を膨らませていた22歳の彼女が、無罪確定した時は46歳になっていました。何と云うことでしょうか。涙無しには語れないというのはこういうことでしょうか。☆では冤罪事件で、自白を強要した刑事が悪意かというところではないと思います。犯人逮捕の期待を背負い、真相究明の使命感と自信から、逮捕時には犯人だと信じ切っているのだと思います。後は真相を本人に語らせようとするのです。罪を認めたとき、共に泣く刑事も多いそうです。ところが罪を認めないとしたら…虐待してしまう母親と似ている気がします。☆私達が「思い込む」動物であり、優位に立つ時権力を振るってしまう動物であることを自覚し、共に考える必要があるのではないのでしょうか。(林 幸)

☆ シェアリングレターに関するご意見、ご感想、あるいは日頃感じておられることなど、どしどしお寄せください。 ⇒ info@share.gr.jp
 ☆ 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町1番13号 サンセットヒル
 Tel : 06-6772-7770 Fax : 06-6772-7740 URL : www.share.gr.jp
 ☆ 購読料をカンパして頂ける方は ⇒ 口座番号 00950 - 3 - 14499
 林光行事務所の郵便振替までお願い致します。

公認会計士 林 光行事務所
 税理士 林 光行
 公認会計士・税理士 林 幸
 税理士 林 幸
 中小企業診断士 前田 有太可
 税理士 古田 茂己
 税理士 橋本 雅世
 税理士 村上 里佳
 社会保険労務士 樋笠 泰子